

令和3年度 生物統計家育成推進事業助成金取扱要領 新旧対比表

項番	変更後	変更前	変更理由
	全体	全体	
	生物統計家育成 <b>推進</b> 事業	生物統計家育成 <b>支援</b> 事業	事業名変更のため
	<b>第17条第9項</b>	<b>第17条第9項</b>	
	機構が <b>第17条第2項第2号の検査をできる</b> 期間は、研究開発期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。	機構が検査できる期間は、研究開発期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。	研究開発終了以降5年間にわたり検査できる検査の種類を特定
	<b>第26条第2項第2号</b>	<b>第26条第2項第2号</b>	
	機構が、補助金の交付の目的及び当該処分制限財産の耐用年数を勘案して別途定める期間（ <b>減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第六 開発研究用減価償却資産の耐用年数表に定める年数</b> ）を経過した場合	機構が、補助金の交付の目的及び当該処分制限財産の耐用年数を勘案して別途定める期間を経過した場合	別途定める期間について具体的に明記